

看護闘争ニュース

NO. 118

2007年 9月25日

2007 秋増員闘争推進・看護要求実現全国代表者会議

7 全国組合 40 県医労連 238 名が交流

9月5～6日、またまた大型台風が日本列島を縦断する嵐のなか、増員・看護の交流集会在開催されました。基調報告「増員闘争の推進について」、補強報告「2007年度の看護要求実現の課題について」につづいて、職場からの特別報告①「地域から執念をもって署名・議会決議を推進」（北海道）、②「増員・看護にこだわり、前進に転じる」（国共病組）、③「働き続けられる職場づくりへ変化が広がる」（愛知）、④「すべての准看護師を看護師に～2年課程通信制への熊本での活動～」(熊本)があり、その後、全体討論では、活発な意見交換が行われました。

翌日は、台風接近のニュースに、全体集会を取りやめ、5つの分散会・4つの分科会（①夜勤協定推進・改善、②長時間夜勤・2交替制、③ラダー・目標管理・成果主義問題、④2年課程通信制・看護制度一本化）に分かれて熱心に論議が行われました。

【参加者アンケート】

○看護闘争の継続がもっとも重要であることは、この間のナースウェブで実感。増員闘争も3年目にはいり、確保法改正の署名が提起されたが、目標にどうこだわり行動するかが重要と感じた。○職場から現状を訴え、労働条件改善を求めていくことが本当に必要と感じた。○各労組の働きや方法、パワーが求められる。今だと思った。○処遇の良い病院に看護師が集まるという結果から、やはり労働組合の存在意義が問われているのだと思う。○特別報告を聞いて、それぞれの組合での活動は、かなりパワフルだなーと思う。強く訴えていこうという姿勢は素晴らしかった。○特別報告は、全国の仲間励ましをもらったと思う。

看護師の確保に全力 新人教育の充実も課題

鳥取

県内の病院が看護師の確保に追われている。一方、仕事の質を高め、離職防止を図るため、新人教育の充実に乗り出す病院もある。各病院の来年度の採用募集に向けての動きは本格化している。

◆鳥取赤十字病院では、今年度、35歳までの年齢制限を撤廃し40代を採用するなど、昨年度の倍近くの32人を採用した。昨年末からは10人以上のパート看護師を雇用し土日のみの勤務を認めるなど、緩やかな勤務体制を組んだ。離職を防ぐため、今年度から4月から3カ月間、新人の研修制度も導入。現場の労働条件は改善されつつあり、同病院では今年1月に「7対1」を導入し、1カ月で約3000万円の収入増になるという。

◆6月に「7対1」を導入した鳥取大医学部附属病院では、採用時の身分を非常勤から常勤に変更し労働条件を改善。50代の採用も行い、今年度は119人の大規模採用を行った。来年度も80人の採用を予定。一方、看護部内に「継続学習支援部」を設置し、専任の看護師長らが、現場での指導を行うなど教育体制を充実させた。新たに看護師に対する専門家のメンタルケアも週1回行い、新人の負担を軽くするため院内で若葉マークのバッジを付けることになった。

◆県立病院（厚生、中央）では、「7対1」の導入をめざすものの、担当者は「(2病院合わせて)あと30数人は必要」と頭を悩ませている。昨年度末に初めて「随時募集」を開始。今年度採用試験では60人程度の募集をしている。

●県医療政策課によると、看護職の有効求人倍率は、05年1月で有効求人数350人に対し求職者167人の2倍。06年12月には504人の求人に対し152人の求職者で、同倍率は3.3倍に跳ね上がった。県内39医療機関から今年度426人の看護師が必要との回答があった。

県では、看護学生を主な対象として、メールマガジンの発行や県内18の病院などで現場体験ができるサマーセミナーを初実施。県内18病院が県大阪事務所（大阪市）で合同採用試験を開き、県外流出者を呼び戻す予定だ。

増員ビンゴ

健保労組・大島書記長が、夕食交流会のクイズに、サラサラと書いた「増員のための方法・やり方」です。

労働条件改善 	議員・議会への働きかけ(選挙) 	看護師を増やすには!
署名! 	賃金を引き上げ 	地域・住民運動
仲向を増やそう! 組合加入を呼びかけろ 	子育て支援 	夜勤制限

看護管理者のための選ばれる職場づくりマニュアル

日本看護協会

「看護職確保定着推進事業」の一環として、「SHOKUBA SUPPORT BOOK」をパンフレットとして刊行。



内容は、◇入院料が危ない!看護配置と診療報酬算定要件おたすけ総点検シート、◇「選ばれる職場づくり」のポイント(病院・看護部の理念・方針。採用。待遇。教育・研修と人材育成。夜勤と看護体系。子育て支援。リスクマネジメント。メンタルヘルスケア。中高年者の活用。退職管理の提案。)◇実践!多様な勤務形態導入に向けて◇法令遵守◇看護管理統計データ集、などが掲載されています。

東京3弁護士会が合同で医療紛争の解決機関創設

医療事故などをめぐる患者と医療機関との争いが増えていることを受け、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会は6日、医療紛争に特化したADR(裁判外紛争解決)機関を合同で創設した。弁護士会がこうした機関を設けるのは初めてで、話し合いに加わる仲裁委員として医療問題に精通している弁護士30人を登録した。

ADR機関は、民事上の紛争を裁判外で早期に解決することを目的とし、仲裁人が紛争当事者の間に入り、和解あつせんや、判決に当たる仲裁判断を行う。